

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (6) 非常勤役員等とは、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 役員等のうち、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
 - 3 監事が、監事監査業務と、理事会等会議への出席やその他法人及び施設業務を同日に職務執行した場合は、それぞれについて当該日額を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。
- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
 - 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
 - 4 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。
 - 5 この法人の常勤理事の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表1に定めるとおりとする。
 - 6 この法人の非常勤役員等の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表2に定めるとおりとする。

規程 第二章 賃金等の支給と報酬等の支給

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。

3 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員等の報酬等は、理事会等の会議の都度又は業務を行つた都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(5) 中途採用者の非在籍期間の日数

(6) その他前各号に準ずる日

6 賞与の対象給与は、本俸とする。

7 理事たる職員（管理職を除く）で理事長が認めた場合は職員処遇改善費補助金と同額を支給することが出来る。

第5章 退職金

第26条（退職金）

職員の退職金は、以下の各号に定めるものとする。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の定めるところにより退職手当金を支給する。

第6章 雜則

第27条（改正）

この規程の改正は、職員の代表者の意見を聴いた上、法人理事会の議決により行う。ただし、手当の規定は理事長が改定する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月21日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 常勤理事

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円	年額 250,000 円
業務執行理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 100,000 円
理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 100,000 円

別表2 非常勤役員等

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事長	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円	年額 250,000 円
業務執行理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 100,000 円
理事	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 100,000 円
監事 社会福祉事業について 識見を有する者	監事監査業務	日額 10,000 円	年額 150,000 円
	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	
監事 社会福祉事業について 識見を有する者	監事監査業務	日額 10,000 円	年額 150,000 円
	理事会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	
評議員	評議員会等会議への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 30,000 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席 その他法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000 円	年額 30,000 円